

**基本報酬が見直しされるサービス****障がい福祉サービス****① 就労移行支援****《基本報酬の区分決定に係る就労定着率の算出》**

[現行]

前年度において、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の利用定員で除して得た割合

[報酬改定後（R3.4.1以降）]

就労移行支援サービス費（I）は、利用定員及び利用定員に対する就労定着者の割合（当該年度の前年度又は前々年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の合計数を当該前年度及び前々年度の利用定員の合計数で除して得た割合をいう。）に応じ、基本報酬を算定する。

なお、就労移行支援を経て企業等に雇用された後、就労移行支援の職場定着支援の義務期間中に於いて労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月に達した者は就労定着者として取り扱う。

**○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出**

令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、令和元年度又は令和2年度の実績を用いないことも可能

**[就労移行支援]**

次のいずれか2カ年度間の実績で評価

- (I) 令和元年度及び令和2年度
- (II) 平成30年度及び令和元年度

**○ 指定を受けた日から2年間の就労移行支援サービス費の区分について**

新規指定の就労移行支援事業所等において、2年度間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。ただし、2年度目において、初年度の就労定着者の割合（初年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の利用定員の数で除して得た割合をいう。）が100分の40以上となる場合は、初年度の実績に応じて基本報酬を算定しても差し支えないこととする。また、3年度目における就労定着者の割合については、「初年度の利用定員に100分の30を乗じた数」と「2年度目において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者」の合計数を初年度及び2年度目の利用定員の合計数で除して得た割合とすることができる。

さらに、年度途中で指定された事業所については、支援の提供を開始してから2年間（24月）は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。ただし、支援の提供開始から2年目における就労定着者の割合については、支援の提供を開始した日から1年間において、就労移行支援を受けた後就労し、就労継続している期間が6月に達した者の数を当該1年間の利用定員で除して得た割合に応じて、基本報酬を算定しても差し支えない

こととする。また、支援の提供を開始してから2年（24月）経過した日の属する月から当該年度の3月までの就労定着者の割合については、「1年目（1月から12月）の利用定員に100分の30を乗じた数」と「支援の提供開始から2年目（13月から24月）において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者」の合計数を1年目の利用定員及び2年目の利用定員の合計数で除して得た割合とすることができる。

## ② 就労継続支援A型

就労継続支援A型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援A型を提供した場合若しくは指定就労継続支援A型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援A型を提供した場合（1の（4）に掲げる支援を行う場合をいう。）又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援A型を提供した場合（特定旧法指定施設を利用していた者に限る。）に、当該指定就労継続支援A型事業所における利用定員、人員配置及び評価点（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第196条の3の規定に基づき指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関して厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示第●号。以下「スコア告示」という。）の規定により算出される評価点をいう。以下同じ。）に応じ、算定する。

### ○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出

令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、令和元年度又は令和2年度の実績を用いないことも可能。（就労継続支援は平成30年度実績を用いることも可能）

#### 〔就労継続支援A型〕

スコア方式の項目のうち、「1日の平均労働時間」については、次のいずれかの年度の実績で評価

- （Ⅰ）平成30年度
- （Ⅱ）令和元年度
- （Ⅲ）令和2年度

※ 「生産活動収支の状況」については、前年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価することも可（その場合、前々年度は「平成30年度」を用いる）

※ それ以外の項目は、令和2年度実績で評価。具体的には「スコア留意事項通知」を参照すること。

### ○就労継続支援A型基本報酬の算定における評価内容の公表

- ・ 事業所のホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容を全て公表することを事業所に義務付ける（運営基準の見直し）とともに、未公表の場合には基本報酬を減算する。

《スコア方式による評価内容の公表の義務付け（運営基準の見直し）【新設】》

就労継続支援A型事業者は1年に1回以上、事業所ごとの運営状況について自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

《自己評価未公表減算【新設】》

スコア方式による評価内容が未公表の場合、所定単位数の15%を減算する。

### ○指定を受けた日から1年間の就労継続支援A型サービス費の区分について

新規指定の就労継続支援A型事業所において初年度は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定し、年度途中で指定された事業所については、初年度及び2年度目は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。

### ③ 就労継続支援B型

ア 「平均工賃月額」に応じた基本報酬の評価（区分変更あり）（Ⅰ）（Ⅱ）

イ 「利用者の就労や生産活動等への参加等」を持って一律に評価（Ⅲ）（Ⅳ）

※上記アかイのどちらかを選択し、年度途中での変更を行うことはできない。

#### 《基本報酬区分の見直し》（上記アの場合）

[現行]

- (一) 平均工賃月額が4万5千円以上
- (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満
- (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満
- (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満
- (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満
- (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満
- (七) 平均工賃月額が5千円未満

[報酬改定後（R3.4.1以降）]

- (一) 平均工賃月額が4万5千円以上
- (二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満
- (三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満
- (四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満
- (五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満
- (六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満
- (七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満
- (八) 平均工賃月額が1万円未満

#### ○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出

令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、令和元年度又は令和2年度の実績を用いなくとも可能。（就労継続支援は平成30年度実績を用いることも可能）

[就労継続支援B型] ※平均工賃月額に応じた報酬体系の場合

次のいずれかの年度の実績で評価

- (Ⅰ) 平成30年度
- (Ⅱ) 令和元年度
- (Ⅲ) 令和2年度

#### ○指定を受けた日から1年間の就労継続支援B型サービス費の区分について

就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）又は就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）の算定に当たって、新規指定の就労継続支援B型事業所等において初年度の1年間は、平均工賃月額が10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。ただし、支援の提供を開始してから6月経過した月から当該年度の3月までの間は、支援の提供を開始してからの6月間における平均工賃月額に応じ、

基本報酬を算定することができる。年度途中で指定された事業所については、初年度及び2年度目の1年間は、10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。

### 《基本報酬区分の見直し》（上記イの場合）

「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系における地域住民との協働やピアサポートの専門性の評価

- \* 利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労の機会の提供や生産活動の実施に当たり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価する加算を創設する。

《地域協働加算【新設】》 30単位/日

地域協働加算については、就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）又は就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）を算定している事業所において、持続可能な活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民、地元企業、自治体その他の関係者と協働した取組（生産活動収入の発生に係るものに限る。）を行い、当該取組内容をインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該取組に参加し、支援を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

#### （一）加算の対象となる地域の範囲について

本加算の算定に係る取組に当たり、基本的には、指定就労継続支援B型事業所の所属する市町村や近隣自治体が想定されるが、当該指定就労継続支援B型事業所の属する地域の活性化や、利用者と地域住民との繋がりに資する取り組みであれば、遠隔の地域と協働した取組であっても、差し支えない。

#### （二）取組の内容について

本加算の趣旨が、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組に対する評価であることに鑑み、利用者と地域住民との繋がりがや地域活性化、地域課題の解決に資する取組であることが望ましい。ただし、あくまでも生産活動の一環としての取組であることに留意すること。以下に本加算の取組として適切なものと不適切なものを例示する。

#### （適切な取組の例）

- ・ 地域で開催されるイベントへの出店
- ・ 農福連携による施設外での生産活動
- ・ 請負契約による公園や公共施設の清掃業務
- ・ 飲食業、小売業など地域住民との交流の場となる店舗運営
- ・ 高齢者世帯への配食サービス
- ・ 上記活動に係る営業活動等

#### （不適切な取組の例）

- ・ 生産活動収入が発生しない地域活動等
- ・ レクリエーションを目的とした活動
- ・ 生産活動収入の発生には結びつかないような、単に見学や体験を目的とした施設外の活動

- \* 地域生活や就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所に対して新たに報酬上の評価をする。

《ピアサポート実施加算【新設】》 100単位／月

(一) ピアサポート実施加算については、次のアからウまでのいずれにも該当する就労継続支援B型事業所において、イの(ア)の者が、利用者に対して、就労及び生産活動についてのピアサポーターとしての支援を行った場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

ア 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)を算定していること。

イ 当該就労継続支援事業所の従業者として、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ配置していること。

(ア) 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者(以下この⑩において「障害者等」という。)

(イ) 当該就労継続支援B型事業所の従業者

ウ イの者により、当該就労継続支援B型事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

(二) 研修の要件

「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。

なお、令和令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。

ア 都道府県が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を配置する場合についても研修の要件を満たすものとする

イ (一)のイの(イ)の者の配置がない場合も算定できるものとする。

この場合において、都道府県が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託、補助等によりピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。

また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。

(三) 障害者等の確認方法

当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は確認方法により確認するものとする。

ア 身体障害者

身体障害者手帳

## イ 知的障害者

## (ア) 療育手帳

(イ) 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。

## ウ 精神障害者

以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。

## (ア) 精神障害者保健福祉手帳

(イ) 精神障害を事由とする年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）

(ウ) 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類

(エ) 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）

(オ) 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること） 等

## エ 難病等対象者

医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等

## オ その他都道府県が認める書類又は確認方法

## (四) 配置する従業者の職種等

ア 障害者等の職種については、支援現場で直接利用者と接する職種を想定しており、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員のほか、いわゆる福祉的な支援を専門としない利用者とともに就労や生産活動に参加する者も含まれる。

イ (一)のイの(イ)に掲げる者については、支援現場で直接利用者と接する職種である必要はないが、ピアサポーターの活用について十分に知悉しており、当該就労継続支援B型事業所におけるピアサポート支援体制の構築の中心的な役割を担う者であること。

ウ いずれの者の場合も、当該就労継続支援B型事業所と雇用契約関係（雇用形態は問わない）にあること。

## (五) ピアサポーターとしての支援について

ピアサポーターとしての支援は、利用者の個別支援計画に基づき、ピアサポーターが当事者としての経験に基づく就労面や生活面の相談援助を行った場合、利用者のロールモデルとして生産活動とともに従事し、必要な助言等を行った場合等において、加算を算定すること。

## ○就労継続支援B型サービス費の区分の届出について

就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）（若しくは就労継続支援B型サービス費（Ⅱ））又は就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）（若しくは就労継続支援B型サービス費（Ⅳ））のいずれかの区分を届け出た後は、就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）（若しくは就労継続支援B型サービス費（Ⅱ））又は就労継続

続支援B型サービス費(Ⅲ)(若しくは就労継続支援B型サービス費(Ⅳ))との間での区分の変更に  
ついては、当該年度中は原則想定していないこと(人員配置の変更に伴う区分の変更(就労継続支援  
B型サービス費(Ⅰ)から就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)  
から就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)から就労継続支援B型  
サービス費(Ⅳ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)から就労継続支援B型サービス費(Ⅲ))は除  
く)。



#### ④ 就労定着支援

「就労定着率」に応じた基本報酬の評価（区分変更あり）

##### ○新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出

令和3年度の報酬算定に係る実績の算出については、令和元年度又は令和2年度の実績を用いないことも可能

##### [就労定着支援]

次のいずれかの期間の実績で評価

- (Ⅰ) 平成30年度、令和元年度及び令和2年度（3年間）
- (Ⅱ) 平成30年度及び令和元年度（2年間）

##### 《基本報酬の区分に係る実績の範囲の見直し》

[現行]

- (1) 就労定着率が9割以上
- (2) 就労定着率が8割以上9割未満
- (3) 就労定着率が7割以上8割未満
- (4) 就労定着率が5割以上7割未満
- (5) 就労定着率が3割以上5割未満
- (6) 就労定着率が1割以上3割未満
- (7) 就労定着率が1割未満

##### [報酬改定後（R3.4.1以降）]

- (1) 就労定着率が9割5分以上
- (2) 就労定着率が9割以上9割5分未満
- (3) 就労定着率が8割以上9割未満
- (4) 就労定着率が7割以上8割未満
- (5) 就労定着率が5割以上7割未満
- (6) 就労定着率が3割以上5割未満
- (7) 就労定着率が3割未満

##### 《基本報酬の算定要件の見直し》

[現行]

月1回以上の対面による支援を行った場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定する。

##### [見直し後]

利用者に対し、当該利用者に対する支援内容を記載した報告書（以下「支援レポート」という。）の提供を1月に1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費に係る所定単位数を算定することができない。また、当該利用者が雇用されている事業主や家族、関係機関等に対しても、支援期間終了後を見据え、ナチュラルサポートの構築に資する観点から、利用者本人の同意を得た上で、可能な限り、支援レポートを共有することが望ましい。

⑤ **地域移行支援**

地域移行支援サービス費の区分の追加（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）

《地域移行支援サービス費の見直し》

[現行]

- イ 地域移行支援サービス費（Ⅰ）
- ロ 地域移行支援サービス費（Ⅱ）

[報酬改定後（R3.4.1以降）]

- イ 地域移行支援サービス費（Ⅰ）
- ロ 地域移行支援サービス費（Ⅱ）
- ハ 地域移行支援サービス費（Ⅲ）

※ 見直し後の地域移行支援サービス費（Ⅰ）を算定する事業所の要件

（1）前年度に3人以上の地域移行の実績を有すること。

（2）次の要件のうちいずれかを満たすこと。

① 従業者のうち1人以上は社会福祉士又は精神保健福祉士であること。

② 従業者である相談支援専門員のうち1人以上は、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者であること。

（3）1以上の障害者支援施設又は精神科病院等（地域移行支援の対象施設）と緊密な連携が確保されていること。

## ⑥ 計画相談支援、障がい児相談支援

### ・特定事業所加算を廃止し、機能強化型サービス利用支援費の基本報酬区分を新設する。

[現行]

#### (1) 特定事業所加算Ⅰ 500単位／月

(算定要件)

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であること。
- ロ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。
- ハ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ニ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
- ホ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供していること。
- ヘ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- ト 指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数（指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。）が1月間において相談支援専門員1人当たり40件未満であること。

#### (2) 特定事業所加算（Ⅱ） 400単位／月

(算定要件)

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- ロ 特定事業所加算（Ⅰ）のロ、ハ、ホ、ヘ、トの要件を満たすこと。
- ハ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

#### (3) 特定事業所加算（Ⅲ） 300単位／月

(算定要件)

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- ロ 特定事業所加算（Ⅰ）のロ、ハ、ホ、ヘ、トの要件を満たすこと。
- ハ 特定事業所加算（Ⅱ）のハの要件を満たすこと。

#### (4) 特定事業所加算（Ⅳ） 150単位／月

(算定要件)

- イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- ロ 特定事業所加算（Ⅰ）のロ、ホ、ヘ、トの要件を満たすこと。

ハ 特定事業所加算（Ⅱ）のハの要件を満たすこと。

**[報酬改定後（R3. 4. 1以降）]**

（1）機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ） 1,864単位／月

（算定要件）

現行の特定事業所加算（Ⅱ）の要件を満たすこと

※ 常勤専従の相談支援専門員1名配置を必須とした上で、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされていることや24時間の連絡体制が確保されていることをもって算定要件を満たすことを可能にする。（以下、機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）及び機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）について同じ。）

（2）機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ） 1,764単位／月

（算定要件）

現行の特定事業所加算（Ⅲ）の要件を満たすこと。

（3）機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ） 1,672単位／月

（算定要件）

現行の特定事業所加算（Ⅳ）の要件を満たすこと。

（4）機能強化型サービス利用支援（Ⅳ） 1,622単位／月

（算定要件）

イ 専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤専従かつ相談支援従事者現任研修を修了していること。

ロ 現行の特定事業所加算（Ⅰ）のロ、ホ、へ、トの要件を満たすこと。

ハ 現行の特定事業所加算（Ⅱ）のハの要件を満たすこと。

※ 機能強化型継続サービス利用支援費並びに機能強化型障害児支援利用援助費及び機能強化型継続障害児支援利用援助費についても同様の算定要件。単位数は相違あり。

**障がい児通所支援****① 放課後等デイサービス（主として重症心身障がい児以外）**

医療的ケア児に係る判定基準に見直すとともに、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬区分において、当該判定基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行う「医療的ケア児」の基本報酬区分を創設する。

## 《基本報酬区分の見直し》

〔報酬改定後（R3.4.1以降）〕 **※指標判定児の区分分けは廃止****（1）区分1（3時間以上）※授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合**

- （一） 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合
- （二） 医療的ケア児（判定スコアで16点以上32点未満）の場合
- （三） 医療的ケア児（判定スコアで16点未満）の場合
- （四） （一）から（三）まで以外の場合

**（2）区分2（3時間未満）※授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合**

- （一） 医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合
- （二） 医療的ケア児（判定スコアで16点以上32点未満）の場合
- （三） 医療的ケア児（判定スコアで16点未満）の場合
- （四） （一）から（三）まで以外の場合